

第廿二条

本規約は大會の決議に従うにあらざれば變更する事不得。若きは執行委員会は、中央執行委員会の承認を経て施行する。

第七章 補則

第八条 本規約は大部の規則にあらざれば變更する事不得。若きは執行委員会、常任執行委員会議規則、大部規約、分部八班の規約並に各專門細則は執行委員会之に定むる年月日より其の効力を生す。

第九条

一規約修正案

提案本

部

第八条

但し加盟團体二分の一以上若くは中央委員会必要と認めたら時は臨時大会を開催する事を得。

第九条

と第十条の間にたの條項を加へる即ち

第十一条

中央委員会は本部役員及中央委員を以て組織し大会より大会に至る期間の決議機關とする。

第十一条と中央執行委員会は本部役員を以て組織し本聯合の執行機關とする。

第十二条

第十二条の九「社会」「國際」に付す。

第十三条

一、中央執行委員長 一名 二、常任中央執行委員 若干名

第十四条

三、中央執行委員 若干名 四、中央委員 若干名

第十五条

五、会計監査 二名 六、会計監査 二名

第十六条

中央執行委員長は大会に於て選出し会計監査するものとす。

第十七条

会計監査は大会に於て之を選出し会計監査するものとす。但し、中央委員及中央執行委員は大会に於て選出す。

第十八条

中央委員及中央執行委員の補任の必要ある時は中央委員